

審査基準整理票

処分名	指定自立支援医療機関の指定		
根拠法令名	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）		（条項） 第59条
基準法令名			
所管部署	福祉部 障害福祉課 認定審査係		
標準処理期間	60日	法定処理期間	—
<p>【審査基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 文書の名称 【指定自立支援医療機関の指定について】（平成18年3月3日障精発第0303005号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神保健福祉課長通知）指定自立支援医療機関（更生医療・育成医療）指定要領】 ・ 大津市指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定事務処理要領 ・ 掲載図書等【 — 】 ・ 内容 <input type="checkbox"/>全部記載 <input checked="" type="checkbox"/>一部・項目のみ記載 <p>[指定自立支援医療機関の指定基準] 「指定自立支援医療機関の指定について」（平成18年3月3日障精発第0303005号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神保健福祉課長通知）指定自立支援医療機関（更生医療・育成医療）指定要領及び大津市指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定事務処理要領に定めるとおりとする。 上記文書については、担当課に据え置く。</p>			

参考

[根拠法令]

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

第五十九条 第五十四条第二項の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、病院若しくは診療所(これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。以下同じ。)又は薬局の開設者の申請により、同条第一項の厚生労働省令で定める自立支援医療の種類ごとに行う。

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。